

日教組香川

2016. 4



発行所 日教組香川教職員組合  
〒760-0008 高松市中野町15-24  
佐藤ビル1F  
TEL 087-802-1640  
FAX 087-802-1642  
URL <http://www.jtu-k.com/>  
E-mail [jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp](mailto:jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp)  
発行人 嶋村太伸  
毎月10日発行

はるが来た

ぱっと見、何も変わっていないように見えて  
時間とともにものごとは着実に進んでいる



Photo by Takeshi Okamoto

# 新年度にあたり また、4月が始まる。

この季節で、思い出すのは、今から12年前の4月6日の始業式のことだ。

その日、僕は、6年2組の担任になった。かつて、3、4年と受け持った子どもたちと2年ぶりに再会したのだ。始業式の後、教室に戻って黒板に書いた文字は「復活」。子どもたちに言った言葉は「戻ってきたよ」。

アンケート「どんなクラスにしたい?」では、「ふつうのクラス」と書いた子が4人もいた。たのしいクラスでなくていい、明るいクラスでなくていい。ただ、ふつうのクラスであればいい。4人だけじゃなかった。「5年の時、どんなクラスだった?」と聞いてしまった。その子は「わされた・・・」と答えた。その時から、僕はもう、5年の時のことは聞くまいと思った。忘れない思い出があるなら、忘れてしまうほど楽しい思い出を一緒につくりたいと思った。

その日からの1年間は、誰にも書けないドラマだった。不登校やいじめや脱走。そして家庭訪問。ずっと

そばにいなければならなかつた。そんな日々が、夏が終わっても続いていた。

ただ、子どもたちは、少しずつ笑うことを取り戻していた。ゆめも語れるようになってきた。そばにいる友だちの存在にも気づくようになった。みんなで、歌い、楽器で音を合わせていると、ある子は「ずっとこのクラスでいたい」と書いてくれた。

だから、笑って卒業のつもりだった。大丈夫、笑って教室を出ていきなよと。でも、結局、みんなで学級歌のケツメの『涙』を歌うと泣いちやつた。思いが通じるってこんな感じなんだ。子どもたちに教えてもらった、そんな1年間。その始まりは4月。

さあ、いろいろな出会いが始まる。「組合」との出会いもある。そばにいてずっと応援してる、それが組合、日教組香川。

日教組香川教職員組合委員長 嶋村 太伸

## あなたとの出会いが ありますように

### 日教組第104回臨時大会

#### 協力・協働で子どもたちを見守ろう!

日教組は第104回臨時大会を3月18日（金）に、日本教育会館で開催しました。

冒頭、加藤委員長は、「広島で中学3年生のつらい「自死」がありました。今回の生徒の死は、厳しい指弾の声を教育に携わるすべての人間に投げかけているように思うのです。亡くなられた生徒の「どうせ言っても先生は聞いてくれない」というつらい言葉を、その言葉の裏側にある子どもの痛みを、私たちはまずしっかりと受け止めるところから始めなければなりません。

育った環境も個性も異なる子どもたちを理解するには、そしてその成長に寄り添っていくには、一人の人間・一人の教員の力だけでは限界があることは明らかです。子どもたちは複数の目で見守っていく。そのこ

との必要性をあらためて感じます。常に子どもたちを互いに見守りあうなかで情報を共有しあう、教職員がそれぞれの欠点をカバーしあい、それぞれの子どもに応じた寄り添い方ができるよう努めていく。

パーフェクトな人間が存在しない以上、「協力・協働」のあり方こそが、子どもたちを見守れる。子どもたちの心の揺らぎを見逃さない、そんな教育づくりに繋がるのだと思います。学校組織論としての「協力・協働」から教育活動論としての「協力・協働」の可能性を追い求めて行く必要があると思うのです。

今回の事件そのものについて、私たちは何の申し開きもできません。しかし一方ではO E C D諸国中最も劣悪な超勤実態があり、定数改善がなされない中で現場教職員が疲弊し



ているのも事実です。言い訳の許されない指導の誤りと過酷な現場の実態。この両者の狭間に置かれた子どもたちを、そして教職員を政策でどのように救っていくのか。それが行政の使命であり、組合の存在理由でもあります。私たちの方針がそのことに充分応えられるのか、確かな議論をお願いいたします。

亡くなられた生徒のご冥福を、心からお祈りいたします。」とあいさつしました。

また、役員改選が行われ、岡本泰良委員長、清水秀行書記長の新執行部が選出されました。



## 教育実践講座 I

## 子どもは算数のどこで躓くのか？①

石原清貴(元小学校教員)

1年生の子どもたちが入学してきます。1年生の子どもたちが一番心待ちにしている教科は何だと思いますか？実は算数です。数字を知り計算ができるようになることはわくわくする勉強との出会いなのです。

しかし、就学前教育で数字を読み、簡単な計算を知っている子どもも少なからずいます。反対に全く知らない子もいるのが昨今の授業運営の厳しさです。数字や簡単な計算を知っている子どもたちに授業が引っ張られると、知らない子どもたちが勉強についてこれません。かといって知らない子どもばかりに焦点を当てた授業をすると知っている子どもが退屈してしまいます。

このような小1算数の授業の困難さを解消する方法があります。それは「算数の課題を友達と相談しながら徹底的に物や半具体物を使って考える」「そして考えを絵や図に表わす授業スタイル」をとることです。こういった物や操作に基づいて友達と一緒に数理を確かめる授業スタイルを「算数的活動」あるいは「アクティブ・ラーニング」と呼んだりしているようです。しかし、このような授業スタイルは算数数学が、具体的な物の世界の問題解決から生まれてきた事を考えると当然、行われるべき授業スタイルであり、これまでも熱心な先生はこういった算数授業スタイルを実践してきたのです。

ところで、このような操作活動を中心とした授業をおろそかにすると子どもたちは思わずところで躓きます。そしてその躓きは長引きます。

(詳しくは次号にて)



石原清貴氏

## 3.5奨学金制度の改善を求める中央行動

## もっと給付型の奨学金を増やそう！

3月5日、日教組は、日本教育会館において「奨学金制度の改善を求める3.5集会」と、新宿駅と秋葉原駅でチラシ配布と街頭署名を行いました。日教組香川から参加した高木副委員長の感想です。

3月5日（土）東京で行われた奨学金制度の改善を求める中央行動に参加してきました。

私自身、進学希望の高校生を二人持つ母親です。子どもたちの友達の進路の話題でも「私立はお金が…。」とか、「県外はダメと言われた。」など、進学とお金の話はセットです。奨学金も多くの子が「予約申し込み」をしているらしく、逆に「うちはしなくていいの？」と息子に聞かれる始末です。「奨学金」といえど、ほとんどが全額返済の貸与型で有利子のものさえあります。「奨学金」の聞こえの良さに、軽い気持ちで借りたとしても、結局は「借金」。若者の非正規化が急速に進んだ今、ただでさえ低賃金にあえいでいるのに、社会に出ると同時に返済が待つていれば、一層厳しい生活になるはずです。

講演された弁護士の岩重佳治さんの話では、奨学金の返済を強く求める回収が強化され、奨学金が金融事業化されているそうです。これまで消費者金融などの過払い金や自己破産を手掛けってきたことから「奨学金

はサラ金よりたちが悪い。」とまで言います。借金は借りる側の返済能力を審査したうえで貸せるかどうかを判断してから貸しますが、奨学金の場合、親族等の保証人だけが担保で、卒業後の収入も保障されていない段階でお金を貸すという大変危険な借金であるということです。サラ金の場合は最悪自己破産という選択もありますが、親族に迷惑がかかることを恐れて、すれすれの生活をしながら奨学金を返済している若者がたくさんいるということです。

こういった若者が次々と生まれることで、結婚、出産などを躊躇し、ひいては少子化がさらに進むということにもなっているはずです。格差の連鎖を生み出さないためにも、高等教育の公的支出を増やし、貸与型から給付型の奨学金へと変えていかなくてはと強く思いました。

「子の教育は親の責任。」というプレッシャーを日々感じる私です。未来を支える若者をもっと支える社会にするために、もっと社会を変えていくことにどうか声をあげてくださいませんか！？

**日教組香川へのご相談は**

0120-27-5925

jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp

## 県議会では

3月9日、香川県議会文教厚生委員会において、高田良徳県議会議員(社民党)が、「教員の多忙の現状と教員業務改善アクションプランの成果」および「校務支援員配置支援事業」について質問しました。その質疑応答の要旨は以下の通りです。)



高田良徳県議会議員

高田県議(質問)

「教員の多忙の改善は、知事の公約であり、教員が教育に集中できるよ

# 概

## 国会では

3月23日、なたにや正義参議院議員は、参議院予算委員会において、無定量な超勤を招いている要因の一つである給特法が形骸死していることを指摘するとともに、給特法第6条第2項の解釈について、文科大臣から具体的な答弁を引き出しました。



なたにや正義参議院議員(民進党)

う業務の在り方を見直すということだった。この間の、県教委としての多忙の把握は?」

西原県教育長(答弁)

「平成26年6月のOECD国際教員指導環境調査で、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国最長(日本53.9時間)でした。」

高田県議(質問)

「教員業務改善アクションプランでは、文部科学省が平成18年度に実施した「教員勤務実態調査」で、小・中学校の教員の1ヶ月当たりの平均残業時間は約42時間となり、昭和41年度調査の約8時間と比べ約5倍の増加となっている。5倍になった要因は?」

西原県教育長(答弁)

「教員の業務は多様で、学習、生徒指導、事務処理など、いろんな取り組みがある。昨今は、いじめ、不登

校、問題行動も多く、さらに調査の増加、免許更新等での研修もある。」

高田県議(質問)

「教員業務改善アクションプランの4年間で、勤務時間の削減につながったのか?」

西原県教育長(答弁)

「プランに沿って、調査は削減し、38から22へ。42%減。研修会の整理、廃止で、60から53へ12%減。学校では、業務改善取り組み100%。今後もプランに沿って、簡素・合理化を進めたい」

高田県議(質問)

「現実の実勤務時間の削減はできているのか?調査できていないなら、調査すべきでは。」

西原県教育長(答弁)

「調査をしていない。数字はない。」

# ! 多忙化

馳文科大臣は、「平成18年度に実施した教員の勤務実態調査の結果では、教員の一ヶ月当たりの残業時間は平日、休日を合わせて約42時間と、昭和41年度の結果に比べておよそ5倍となっており、教員の多忙化の実態が示されたものと認識しております。文科省としては、教員の勤務負担の軽減を図り、教員が子供と向き合う時間を確保することは喫緊の課題であると考えております。」

この答弁は、給特法制定時の文科大臣答弁とは実態が異なっていることを文科省としてはじめて認めたものと言えます。

次に、馳文科大臣は、「教員の健康が維持されるためには、勤務時間の適正な把握はもとより、その勤務の実情についても把握しつつ、業務負担の軽減や教員のメンタルヘルス対策の充実に取り組むことが重要」

と答弁し、第6条第2項は管理職に労働基準法による勤務時間把握の責務と労働安全衛生法上の安全配慮義務を指すという認識を示しました。さらに、「具体的な勤務時間の把握方法については、学校の規模や組織運営の実情等によって多様にあり得るものとも考えておりますが、文科省としては、平成18年4月3日付けの通知により、ICカードなどの客観的な記録や管理職の現認等の具体的な方法を示しております。各都道府県教育委員会等をそのときにも指導しております。」と答弁しました。

さらに、馳文科大臣は、「確かに教員の熱意によって頑張っている、長時間労働しているといえれば聞こえはよいのですが、それによってむしろ疲れが翌日に持ち越して、せっかく子供たちに向かって元気よく授業したり、校務分掌しなければいけないとそれができないと。その繰り返しが更に疲労の蓄積となって、

平成23年に調査したので、あらためて調査はしない。ICTでの効率化で、校務支援ソフトも配付している。今後については、業務改善委員会で方向を確認している。」

高田県議（質問）

「ここまで減ったという結果と総括をすべきではないのか。平成18年度から今、現在どうなっているのか、成果をいえないとプランが成功したとはいえないのでは。」

西原県教育長（答弁）

「教員でなくてもできる業務がある。教員は教育に専念できるように。」

高田県議（質問）

「学校事務の職務は何か？今後、増員計画は？」

西原県教育長（答弁）

「事務が教員に被さってきている。チーム学校で、役割分担した学校の配置をしていきたい。今回の校務支援員では、教員がやっている事務をしてもらう。学校の教育力を高めて欲しい」

矢木澤義務教育課長（答弁）

「市町から校務支援員配置を受け付

けている。担任が集めている集金を担うことで、教員が子どもとふれあう時間ができる。」

西原県教育長（答弁）

「教員の多忙はどこでもだ。校務支援員を積極的に市町に要望する。」

※文教厚生委員会でのやりとりは、  
[https://www.youtube.com/watch?v=ng6uyWvEFDI&feature=youtu.be] から編集しました。

# 解消にむけて

過労が慢性化してきて、それこそ子供たちにとってよい環境ではなくなっていくわけでありますから、この点も改めて踏まえて対応したいと思います。」と超勤・多忙化が教育環境に悪影響を与えていることを明確に認めました。

## 文科省では

日教組は、3月29日、文科省と賃金・勤務条件に関して春闘期交渉を行いました。日教組からは、清水書記次長ら4名、文科省からは、藤原章夫大臣官房審議官（初等中等教育局担当）他担当官が出席しました。



清水日教組書記次長(右)

冒頭、清水書記次長から要請書を手交し、野川局長より以下の要請内容の趣旨説明を行いました。

○課題が山積する学校の中で教職員の職務は以前よりも増しており、それに応える給与とする必要がある。  
○給特法が超勤実態の歯止めとなっていない。逆に「自発的勤務」ということで、限定4項目以外の超勤が拡大している。「適切な配慮」の活用も十分されていない中、「自発的勤務」の名のもとに、無定量な超過勤務実態が生じていることに強く改善を求める。  
「超勤実態の固定化・拡大」につながっている給特法体制は、破綻していると言わざるを得ない。同じ教員である私学及び国立大学法人附属学校の教員は、労基法のもとで時間外勤務手当が支給されている。公立学校の教員だけに私学や国立大学法人附属学校の教員にはない「特殊性」はないのではないか。時間外勤務手当化を求めたい。また、労基法、労安法で管理者（教育委員会、校長）による、「適正な労働時間の把握・管理」と「過重労働の対策」に万全を期すことが規定されている。給特法下でも適用されているこうした「労働時間規制」による勤

務時間管理について、法に則して厳格に行なうよう、各教育委員会に強く指導を行ってほしい。

要請に対する、藤原 大臣官房審議官の回答は、以下の通りであった。  
○時間外勤務手当化については、この間様々検討をしてきた。議論をしてきているが教職の在り方そのものにかかわることであり、結論に至っていない。現在の教員の多忙な勤務の状況は良くないと思っており、多面的に検討をすすめていく。勤務実態も時間の長さだけでなく、何に時間をとられているかを把握していく必要がある。過重労働の抑制はおっしゃる通りであり、労安体制の整備をすすめていきたい。チーム学校等の施策推進、労安体制の充実などを含めて超勤縮減のための検討を行っていきたい。

最後に、清水書記次長から  
○文科省として、現場の最大課題である多忙化解消、超勤縮減に最大限の努力をしてほしい。労安体制について、各教育委員会の福利課、厚生課だけでなく、勤務実態改善のためには、教職員課など勤務条件の所管に対してもしっかり説明をしてほしい。

と要請を行い、交渉を終えました。

# つながろう福島！ 守ろういのち！ 原発のない未来へ！ 3. 26全国大集会



「つながろう福島！守ろういのち！」をスローガンに、東京・代々木公園で「原発のない未来へ！3. 26全国大集会」が開かれました。3万5000人が集まり、憲法や沖縄基地問題などでも民意を無視し暴走する安倍政権にNO！を突き付けました。集会後、渋谷駅周辺、原

宿・青山方面、新宿方面の3コースに分かれてデモ行進が行われ、参加者は工夫を凝らしたプラカードや横断幕などを手に、「原発再稼働反対！」「安倍政権を許さない！」などとシュプレヒコールをあげてアピールしました。日教組香川からものぼり旗を掲げて参加しました。

## 教え子を再び戦場に送らない！

### 大先輩から現場教職員への伝言(6) 戦後の教育②

### 今こそ「教え子を再び戦場に送らないための民主教育」を

香川県退職教職員協議会 会長 大林浅吉

校長以下全員が組合員であった香川県教職員組合は結成大会で、次の運動方針を決定しました。

- 1 六・三・三制の完全実施
- 2 団体協約の締結
- 3 教職員の給与改善
- 4 文化活動の強力な展開
- 5 教育行政の刷新
- 6 消費組合活動の活発化

そして、県側と交渉を重ね8月31日、増原知事と九章二十六条からなる団体協約を締結しています。その主な内容は次のようなものでした。

- 1 教員を性別によって差別しない。
- 2 勤務時間は1週間42時間とする。
- 3 女子教員の生理休暇と産前産後6週間の産休を認める。
- 4 結核休職を認める。
- 5 教員の退職や転任は事前に本人に通知する。
- 6 組合員が現職のまま組合業務に専任することを認める。

(13名の専従執行委員が決まる。)

さらに、教育文化の充実発展を重視して、1948年から教育文化祭を盛大に開きました。子どもたちの作品展・音楽祭・教職員の体育祭(バレーボール大会)など多方面にわたって行われました。これらは順位を競うことなく親睦を深めるものでした。また、夏休み・冬休みの宿題帳(ワークブック)をベテランの教師が中心となったワークブック研究会が編集発行し、県内ほとんどの小中で使用されました。教職員の職員録もすべての学校から原稿を集めて編集発行をしまし

た。(これらは1962年からの組織分裂攻撃によって、次々と剥奪されてしまいました。)

#### ○県教育会館建設

戦前の帝国教育会は、天皇制教育の推進をしてきたとして、占領軍(GHQ)から解散の勧告を受け、東京神田一ツ橋の教育会館、大阪城外の教育塔などは日教組に引き継がれました。各県の教育会の会館等もほとんどの県で、各県教職員組合に引き継がれています。香川県でも県教育会の建物(表誠館)が高松付属小学校の隣にありましたが、戦災で焼失、その土地を教育会の後継団体である教育振興財団と交渉し、1948年10月31日賃借契約を結び、事務室・宿泊室・講堂の建設にとりかかりました。組合員一人三百円を拠出、県からの補助も得て、1949年5月15日竣工しました。県庁の南側にできたこの教育会館は、当時の香川県教職員組合の活動の拠点であるばかりではなく、県下の労働運動・民主運動の発展に大きく貢献しました。

(次号へ続く)



#### 大林浅吉プロフィール

- 1922年  
4月に生まれ、現在93歳。
- 1946年  
8月坂本国民学校で教鞭をとる。以後、丸亀市飯山町の小学校・中学校に勤務。

## Tea, Coffee and Cakes

# JTU-Kafe Open

pm 7:00-9:00 Tue, Apr 26, 2016

Sato Bldg. 1F 15-24 Nakano-cyo Takamatsu-city, KAGAWA

tel. 0120-275-925 fax.087-802-1642

「J TU-Kafe」は「J TU-Kagawa (日教組香川)」と「Cafe」を組み合わせた造語です。組合事務所で執行委員が、お待ちしております。相談ごとなどありましたら、お気軽にお越しください。飲み物とお菓子を用意しています。電話やファックスでの相談もできます。なお、日教組香川組合員で無い方も歓迎です。ただし、その場合、お茶代500円をいただきます。

### 医療共済のご案内

#### 医療共済おすすめプラン

基本契約5口

手術特約5口

先進医療特約(口数なし)

#### 入院 医療 共済金

1日につき5,000円  
(ガン入院は10,000円)

1泊2日以上の入院を保障。  
一般的な入院は1入院につき年間  
180日まで、ガン入院は日数無制限。

#### + 手術 手術 共済金

手術の種類により  
20万円・10万円・5万円

所定の手術を受けたとき保障。  
日帰り手術も対象。

#### + 先進医療 先進医療 共済金

自己負担した技術料相当額  
(最高1,000万円)

所定の先進医療を受けたとき  
自己負担した技術料を保障。

#### 月掛金

40歳以下の場合  
**1,177円**

41歳～60歳の場合  
**1,897円**



資料請求・  
お問い合わせは

厚生労働省認可

### 教職員共済生活協同組合東四国事業所

FAX (0800) 200-2207 TEL (0120) 27-8140

Aの卒業式

### 力ナリア通信

◆二学期は、ほとんど学校に来られなかつたね。朝起きることも難しかつたね。三学期は、朝起きることがまたできるようになつて、「学校に登校しよう。」の呼びかけに応えられる日もあつたね◆それでも、たくさん的人に会うのは難しくて、苦手な人がいるかもしれない感じるだけで隠れちゃつていたね。だから、卒業式には出られないと思つていたし、練習にも参加しなかつたから、式場に入るのは思つていなかつたよね◆でも、送り出しのセレモニーには参加してみたいと思つていたA◆Aは卒業式の日に登校しました。式場には、卒業生が退場した後、セレモニーの準備中に入りました。そこで、Aは校長先生から卒業証書を受け取ることができました。セレモニーにも参加して、在校生に送られて卒業しました。AはAにできる卒業の方で卒業しました。Aの卒業式ができたことを、Aを取り巻く人々も祝福してくれました◆A、卒業おめでとう◆四月からは中学生だね。

徳島県教組×日教組香川共同企画

# 「森口健司が語る会」

～今語る、森口健司と同和教育の35年～

日 時 2016年5月28日(土)13:00 ~ 29日(日)12:00

場 所 白鳥温泉 香川県東かがわ市入野山465

TEL 0879-27-2236 FAX 0879-27-2302

**第1講(13:15~14:30)**

「差別・被差別を超える人権教育」(原田 彰 著)に学ぶ  
～1991年度郡同研・全道研・県同研の授業実践を通して～

**第2講(14:45~16:00)**

「『今』『ここ』にある部落差別の現実に学ぶ人権教育」  
～「ひとごと」から「わがこと」へをキーワードとして～

**第3講(16:15~17:30)**

「生徒が生徒を変えていく板野中学校の全体学習」  
～自己をみつめ、語り、仲間とつながるよろこび～

**第4講(8:30~9:45)**

「北島中学校で取り組んだ人権教育の営み」  
～語り合いの人権学習からつかんだもの～

**第5講(10:00~11:15)**

「自己の生き方や進路について語り合う人権学習」  
～語りが語りを生んでいく人権学習をめざして～



講師について

森口 健司(もりぐち けんじ)

徳島県板野郡藍住町立藍住中学校教諭

大学時代、京都での被差別体験が、教職へと思いを強くし、卒業後、中学校教師になり、子どもたちの心に響く同和教育を模索する中、1990年度より中学校現場において、「生徒が生徒を変える、語り合いの人権・部落問題学習」(全体学習)を創造する。

また、1992年文部科学省道徳教育読み物資料作成協力者会議の委員となり、「中学校読み物資料とその利用」の作成にかかわり、道徳資料として部落問題をテーマに取り上げた「峠」「スダチの苗木」を著す。

2003年度より学校現場を3年間離れ、徳島県教育委員会生涯学習課派遣社会教育主事として、徳島県内の町や村において人権教育・人権啓発を担当する。

そして、2006年度より中学校現場に帰り、「語り合いの人権・部落問題学習」(全体学習)を実践している。

このような実践と共に、1996年度より広島大学教育学部で5年間「同和教育」演習、また、2005年度よりは愛媛大学教育学部で6年間「人権教育」の講義を担当するなど、様々な地域の小・中・高・大学等の学校現場や、社会教育の場において「自己をみつめ、語り、他者とつながる人権教育・人権啓発」を取り組んでいる。

参 加 費 宿泊者 10,000円(但し、日教組組合員は無料)

講座のみ 一講座 1,000円(但し、日教組組合員は無料)

定 員 先着20名

問い合わせ先 日教組香川教職員組合 ☎ 0120-27-5925

あの森口健司が  
日教組に入ったってよ!!